

## ケアプランの「軽微な変更の内容」

### 1、ケアプランの軽微な内容の変更について（ケアプラン作成）

ケアプラン作成にあたっての一連の業務を行うことを規定している。なお、「利用者の希望による軽微な変更（サービス提供日の変更等）を行う場合は、この必要はないものとする。」としている。（老介発0730第1号）

※ 一連の業務とは、利用者の課題分析、サービス担当者会議の開催、居宅サービス計画の作成、居宅サービス計画の実施状況の把握などの居宅介護支援を構成する一連の業務である。（指定居宅介護支援等の事業及び運営に関する基準、平成11年3月31日厚令38）

#### ① サービス提供の曜日の変更

利用者の体調不良や家族の都合などの臨時的、一時的なもので、単なる曜日、日付けの変更のような場合。

#### ② サービス提供の回数変更

同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減のような場合。

#### ③ 利用者時の住所変更

#### ④ 事業所の名称変更

単なる事業所の名称変更。

#### ⑤ 目標期間の延長

ケアプラン上の目標設定（課題や期間）を変更する必要がなく、単に目標期間を延長する場合など。

#### ⑥ 福祉用具で同等の用具に変更するに際して単位数のみが異なる場合

福祉用具の同一種目における機能の変化を伴わない用具の変更。

#### ⑦ 目標もサービスも変わらない（利用者の状況以外の原因による）単なる事業所変更

#### ⑧ 目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合

第一表の総合的な援助の方針や第二表の生活全般の解決すべき課題、目標、サービス種別等が変わらない範囲で、目標を達成するためのサービス内容が変わるだけの場合。

#### ⑨ 担当介護支援専門員の変更

契約している居宅介護支援事業所における担当介護支援専門員の変更（ただし、新しい担当者が利用者はじめ各サービス担当者とは面識を有してこと）。

※ ①～⑨について、これはあくまでも例示であり、「軽微な変更」に該当するかどうかは、変更する内容が同基準第13条第3号（継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用）から第11号（居宅サービス計画の交付）までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかによって軽微か否かを判断するものである。

### 2、ケアプランの軽微な変更の内容について（サービス担当者会議）

「軽微な変更」に該当するものであれば、例えばサービス担当者会議の開催など、必ずしも実施しなければならないものではない。

#### ① サービス利用回数の増減によるサービス担当者会議の必要性

単なるサービスの利用回数の増減（同一事業所における週1回程度のサービス利用回数の増減など）について、「軽微な変更」に該当する場合もあると考えられ、必ずしも実施しなければならないものではない。

#### ② ケアプランの軽微な変更に関するサービス担当者会議の全事業所召集の必要性

ケアプランの「軽微な変更」に該当するものであれば、必ずしも実施しなければならないものではない。

※ ①～②について、例えば、ケアマネジャーがサービス事業所へ周知した方が良いと判断されるような場合について、サービス担当者会議を開催することを制限するものではなく、その開催にあたっては、基準の解釈通知にさだめているように、やむを得ない理由がある場合として照会などにより意見を求める事が想定される。